

議案



条例

▽ 川越市行政組織条例を定めることについて

— 原案可決 —

行政需要の変化、平成十八年度にスタートした第三次川越市総合計画等に的確に対応し、円滑な行政運営を図るため、本条例を制定したものです。

主な内容は、現行の川越市行政組織条例を廃止し、部の組織として、総合政策部、総務部、財政部、市民部、福祉部、保健医療部、環境部、産業観光部、都市計画部及び建設部を、部外組織として、秘書室及び広報室を設置し、これらの組織の分掌事務について規定するものです。



▽ 川越市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する条例を廃止する条例を定めることについて

— 原案可決 —

住民基本台帳法の一部改正に伴い、条例で行っていた閲覧の制限について、法により制限が行われることになったため、平成十七年第四回定例会において、議員提案により制定された本条例を廃止したものです。

▽ 川越市内職あつ旋所条例を廃止する条例を定めることについて

— 原案可決 —

川越市内職あつ旋所を廃止するため、本条例を廃止したものです。

▽ 川越市老人医療費の支給に関する条例の廃止等に関する条例を定めることについて

— 原案可決 —

新たな高齢者医療制度が創設されることに伴い、老人保健法と相まったものとしての

老人医療費の支給制度は、国の新しい医療制度の中でその制度的整合性を保つことができなくなるため、平成二十一年四月一日に本条例を廃止するとともに、廃止に至るまでの経過措置を図るため、本条例の一部を改正したものです。改正の主な内容は、平成十九年四月一日以後六十八歳年齢到達による新規受給資格者が発生しないように、対象者を生年月日により限定するものです。

▽ 川越市路上喫煙の防止に関する条例を定めることについて

— 原案可決 —

路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、たばこの吸い殻の散乱の防止を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与するため、本条例を制定したものです。

主な内容は、市内全域の道路、公園その他の屋外の公共の用に供する場所において、喫煙をしないよう努めなければならぬものとするものです。また、駅周辺及び人通りの多い商店街等から「路上喫煙禁止地区」を指定し、この

地区内の道路等での喫煙を禁止し、違反した者に対して、過料を科せようとするものです。なお、施行は平成十九年四月一日からとし、罰則関係の施行は平成十九年十月一日からとするものです。



平成19年4月1日から路上喫煙が規制されます。

▽ 川越市駐車場条例を廃止する条例を定めることについて

— 原案可決 —

駐車場の利便性を図るために短時間の駐車及び夜間利用の可能な駐車場とするため、本条例を廃止するものです。

▽ 川越まつり会館条例の一

部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

川越まつり会館の観覧料を減額するため、本条例の一部を改正したものです。改正の内容は、川越まつり会館の観覧料を次のように改めるものです。

	現 行	改正後
一般（個人）	500円	300円
一般（団体）	400円	240円
小・中学生（個人）	200円	100円
小・中学生（団体）	160円	80円

▽ 川越市交通災害共済条例及び川越市交通災害共済基金の設置、管理及び処分に

— 原案可決 —

交通災害共済事業を廃止するため、川越市交通災害共済条例及び川越市交通災害共済基金の設置、管理及び処分に

関する条例を廃止するとともに、川越市交通災害共済事業特別会計を廃止するため、川越市特別会計条例の一部を改正したものです。

補正予算

今定例会には、特別会計補正予算一件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十八年度本市予算の総額は、一般会計八百九十億四千七百六万三千円、特別会計八百十九億九千六百七十六万六千円、合計一千七百十億四千三百三十九万九千円となりました。

▽平成十八年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)

健康保険事業特別会計補正

予算(第二号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ七億四千七百四十四万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百八十七億三千九百二十五万六千円としたものです。

この補正の主な内容は、保険給付費の増加に伴う追加所要額等を計上したものです。

市道路線の認定

▽川越市道路線の認定について —原案可決—

河川改修に伴い、芳野台二丁目、大字鹿飼地内の一路線の認定を行ったものです。

▽川越市道路線の認定について —原案可決—

都市計画法に基づく開発行為に伴い、大字小堤、大字寺尾、大字下松原、新宿町三丁目、大字大袋新田、大字的地内の十路線の認定を行ったものです。

広域連合

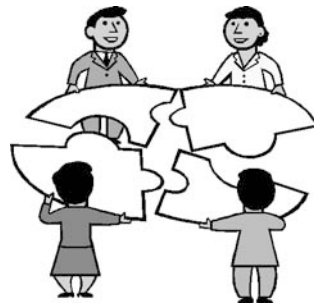
▽埼玉県後期高齢者医療広域連合の設立について —原案可決—

—原案可決—

健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第一項の規定により、同法第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の施行の準備のため、埼玉県後期高齢者医療広域連合を設立することの協議について、議会の議決を求めたものです。

▽彩の国さいたま人づくり広域連合規約の変更について —原案可決—

地方自治法の一部改正に伴い、収入役及び吏員の廃止並びに会計管理者の設置に係る規約変更について協議するため、議会の議決を求めたものです。



人事案件

今定例会第二十三日(十二月二十二日)に、同意一件が上程され、次の方を任命することに同意しました。

▽教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて —同意—

川越市大字小中居

八百四十五番地二

相馬 實

(敬称略)

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

今定例会第一日(十一月三十日)に選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を執行した結果、次の方々が当選されました。

▽川越市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙について

(川越市選挙管理委員会委員)

川越市野田町二丁目

六番地十一

杉本 智子

川越市新宿町三丁目

九番地四

アルス川越六〇一号室

石井 功

川越市大字豊田本

千九百九十五番地四

田口 兼太郎

川越市砂新田六丁目

二番地二

藍谷 理恵子

(川越市選挙管理委員会委員補充員)

川越市旭町一丁目

十二番地五十六

新井 忠雄

川越市大字古市場

四百八番地

(敬称略)

奥住 宣男
川越市旭町三丁目
二十三番地三十二

山岸 孝
川越市大字南大塚
四百九十六番地

藤倉 哲夫
(敬称略)

会議規則

▽川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて —原案可決—

地方自治法の一部改正のうち議会関係が平成十八年十一月二十四日から施行されたことに伴い、会議規則の引用条項を整備したものです。

